

ほんちょうケアセンター通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書
< 2025年 9月 1日 現在 >

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話 042-399-2102 (8時30分~17時00分)

担当者 センター長 野崎礼 管理者 桑木孝子 生活相談員 久恒準子

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 施設概要

(1) サービスの種類と地域

名称	ほんちょうケアセンター
所在地	東京都東村山市本町3-43-1
介護保険指定番号	通所介護 東京都 第 1372701522 号
サービス対象地域	東村山市

※上記以外の方でもご希望の場合はご相談ください。

(2) 職員体制

名称	職員数	資格等	業務内容
管理者	1名	介護福祉士	事業所従事者の管理、業務管理
生活相談員	1名以上	介護福祉士	通所介護計画、生活指導等
機能訓練指導員	1名以上	柔道整復師	機能訓練指導、助言等
事務員	1名以上		通所介護従事者補助、事務処理
調理員	1名以上	調理師	利用者昼食等調理
栄養士	1名	栄養士	利用者昼食等献立、栄養管理
看護職員	1名以上	看護師	利用者心身状況把握、健康管理
介護職員	5名以上	介護福祉士等	日常生活介護、各種活動指導

(3) 設備の概要

定員	35名	静養コーナー	1区画
食堂兼機能訓練室	4室 166.44m ²	相談室	1室
浴室	個別浴槽	送迎車	6台

(4) 営業時間

月～土	8時30分～17時00分
定休日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

3. サービス内容

- ① 送迎
- ② 食事
- ③ 入浴 (介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業対象者は要相談)
- ④ 機能訓練 (集団での体操ほかの運動による)
- ⑤ 生活相談

4. 料 金

○通常規模型通所介護（1回あたりの料金）：要介護認定の方

	保険単位数	介護報酬額	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	584 単位	6,237 円	624 円	1,248 円	1,872 円
要介護2	689 単位	7,358 円	736 円	1,472 円	2,208 円
要介護3	796 単位	8,501 円	851 円	1,701 円	2,551 円
要介護4	901 単位	9,622 円	963 円	1,925 円	2,887 円
要介護5	1008 単位	10,765 円	1,077 円	2,153 円	3,230 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位	234 円	24 円	47 円	71 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位	192 円	20 円	39 円	58 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位	64 円	7 円	13 円	20 円
入浴介助加算Ⅰ	40 単位	427 円	43 円	86 円	129 円
入浴介助加算Ⅱ	55 単位	587 円	59 円	118 円	177 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位	598 円	60 円	120 円	180 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	85 単位	907 円	91 円	182 円	273 円
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位	213 円	22 円	43 円	64 円
ADL 維持等加算(Ⅰ)	30 単位	320 円	32 円	64 円	96 円
ADL 維持等加算(Ⅱ)	60 単位	640 円	64 円	128 円	192 円
口腔機能向上加算(Ⅰ)月2回	150 単位	1602 円	161 円	321 円	481 円
口腔機能向上加算(Ⅱ)月2回	160 単位	1708 円	171 円	342 円	513 円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20 単位	213 円	22 円	43 円	64 円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5 単位	53 円	6 円	11 円	16 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	427 円	43 円	86 円	129 円
認知症加算	60 単位	640 円	64 円	128 円	192 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の9.2%が加算されます。			
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の9.0%が加算されます。			
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の8.0%が加算されます。			
送迎を行わない場合(片道)	-47 単位	-501 円	-51 円	-101 円	-151 円

※ 当日のサービスを途中で中止する場合、利用料金が変更になる場合があります。

※ (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)がある場合は、いずれかの計算方法となります。

※ 加算費用については、対象となる加算についてのみ適用となります。

○介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方

要支援 1・事業対象者 (週 1 回)	保険単位 数(単位)	介護報酬 額(円)	1割負担 額(円)	2割負担 額(円)	3割負担 額(円)
1回あたり	436/回	4,656円/回	466円/回	932円/回	1,397円/回
4回を超えた場合	1798/月	19,202円/月	1,921円/月	3,841円/月	5,761円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位	939円/月	94円/月	188円/月	282円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位	768円/月	77円/月	154円/月	231円/月
要支援 2・事業対象者 (週 2 回)	保険単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	1割負担額 (円)	2割負担額 (円)	3割負担額 (円)
1回あたり	447/回	4,773円/回	478円/回	955円/回	1,432円/回
8回を超えた場合	3,621/月	38,672円/月	3,868円/月	7,735円/月	11,602円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	176単位	1,879円/月	188円/月	376円/月	564円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	144単位	1,537円/月	150円/月	308円/月	462円/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月	427円/月	43円/月	86円/月	129円/月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位	1602円/月	161円/月	321円/月	481円/月
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位	1708円/月	171円/月	342円/月	513円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000が算定されます。				
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000が算定されます。				
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000が加算されます。				

※(Ⅰ)(Ⅱ)がある場合は、いずれかの計算方法となります。

※ 加算費用については、対象となる加算についてのみ適用します。

○その他の全額自己負担料金(1回あたり)

昼食費	750円
おやつ費	50円
通常の実施地域を越える交通費	1kmあたり50円
創作手芸クラブ	1回あたり500円
絵手紙クラブ	1回あたり150円
連絡帳代	300円

※ 別途、おむつ代、行事費等、利用者が希望する個別のアクティビティ活動にかかる費用も自己負担となります。

(3) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 利用日当日8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
② それ以降にご連絡いただいた場合	利用者負担額+食費、おやつ費

(4) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日以内にお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

お支払い方法は、郵便自動引き落とし等となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書等でお申し出ください。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当センターが破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、お客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従事者に対するセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを含む行為により、本契約を継続するうえでの信頼関係が保たれない場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当センターの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者の心身の状況や環境等に留意し、可能な限り居宅において自立した生活が営めるように、利用者の立場に立って援助します。
- ② 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づいた適切なサービスの

提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
異性介助の有無	○	
時間延長の可否	×	
従事者への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用者より破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・所持金は、自己の責任で管理してください。また、他のご利用者との物のやり取り等はご遠慮下さい。当事業所内で発生した事故、紛失については一切の責任を負い兼ねます。
- ・保育園と同じ建物につき敷地内での喫煙はご遠慮ください。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・発熱や下痢、嘔吐など、風邪症状や病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。また、当日の健康チェック等で体調が悪い場合にはサービス内容の変更または中止することがあります。

7. 秘密の保持

- ① 事業所は、正当な理由なく業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業者は従事者であった者に業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記します。
- ③ 利用開始時に、利用者及び家族から連携するサービス担当者間で個人情報を用いることについて同意を得るものとします。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に病状の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他必要な場合は、事前の打ち合わせにより、速やかに家族等、主治医、ケアマネジャー等へ連絡いたします。

9. 事故発生時の対応

- ① 指定通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を取るとともに必要な措置を講じ、その事故の状況及び取った処置について記録します。

- ② 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ③ 当事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

10. 虐待への対応

- ① 当事業者は、利用者や利用者家族等への虐待の疑いを知り得た際には、関係機関と連携し対応していきます。
- ② ほんちょうケアセンターでは虐待防止マネジャーを配置、当事業者では虐待防止委員を配置し定期的（6月に1回以上）に委員会を開催します。
- ③ 当事業所は、虐待防止のための指針を策定し定期的な研修を行います。

11. 業務継続

当事業者は感染症並びに災害に係る業務継続計画の策定を行います。

（1）災害時の対応

- ① ほんちょうケアセンターでは大規模災害に備え、ほんちょう保育園と合同にて初動訓練、炊き出し訓練を行います。
- ② 当事業所では防火防災委員を配置し、定期的に委員会を開催します。

（2）感染対策

- ① ほんちょうケアセンターでは感染症が発生、またはまん延しないように感染症対策委員を配置し定期的（6月に1回以上）、必要時に委員会の開催を行います。
- ② 当事業所では感染症の予防、まん延防止のための研修、訓練を行います。

12. 非常災害対策

- | | |
|---------|------------------------------------|
| ・防災時の対応 | 消防計画に基づく自衛消防隊の活動 |
| ・防災設備 | 自動火災報知設備、非常放送設備、直接通報装置、
消火器、防火扉 |
| ・防災訓練 | 毎月1回 |
| ・防火責任者 | 右田 尚子 |

13. 電磁的記録について

交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者・家族等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができます。

14. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者苦情担当

- | | |
|---------|--------------|
| 担当者 | 管理者 桑木 孝子 |
| 苦情解決責任者 | センター長 野崎 礼 |
| 電話 | 042-399-2102 |

② その他

当センター以外に、市町村等の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

市町村等	受付部署	電話番号
東村山市	健康福祉部 介護保険課 給付指導係	042(393)5111
東京都国民健康保険団体連合会	介護福祉部 介護相談指導課 介護相談室	03(6238)0177

12. 当センターの概要

名称・法人種別	社会福祉法人	村山苑
代表者役職・氏名	理事長	相原弘子
法人所在地	東京都東村山市富士見町2-7-5	
電話番号	042-393-8496	
その他の事業等	・救護施設	村山荘 さつき荘
	・生活困窮者支援事業	むらやまえん生活相談所
	・障害者支援施設	福祉事業センター
	・保育所	つぼみ保育園 ふじみ保育園 ほんちょう保育園 ひよし保育園
	・介護老人福祉施設	ハトホーム 第2ハトホーム
	・短期入所生活介護事業	ハトホーム 第2ハトホーム
	・居宅介護支援事業	ほんちょうケアセンター
	・訪問介護事業	ほんちょうケアセンター
	・受託	シルバーピア生活相談事業

サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都東村山市本町3-4 3-1
名 称 社会福祉法人 村山苑
ほんちょうケアセンター

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護等についての重要事項の説明を受け、ここに同意します。

年 月 日

利用者

<氏 名> _____ 印

家族代表者

<氏 名> _____ 印

代理人

<氏 名> _____ 印

(利用者本人との関係)